

鹿屋市市民活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市市民活動支援事業補助金交付要綱（平成25年鹿屋市告示第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民が」を「市民等が」に改める。

第2条第1項第2号中「新たな活動」の次に「又は既存の活動を発展させるもの」を加え、同条第2項第4号中「事業」を「事業。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該事業を若者チャレンジ部門において行う場合は除く。

第2条第3項中「補助対象事業を期間を定めて」を「期間を定めて補助対象事業を」に改める。

第3条第1号中「有し」を「有する市民活動団体」に、「市民活動団体」を「市民活動団体又は主たる効果が市内に生じる新たな活動を実施する団体」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項各号に定めるもののほか、若者チャレンジ部門の申請団体については、大学、大学院、短期大学、専修学校又はこれらに所属する学生に相当する年齢の者が中心となって構成された団体でなければならない。

第5条第2項を削り、同条第3項中「補助対象経費の3分の2以内とし、1団体につき30万円を限度」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 一般部門 補助対象経費の3分の2以内とし、1団体につき20万円を限度とする。

(2) 若者チャレンジ部門 補助対象経費の5分の4以内とし、1団体につき8万円を限度とする。

第5条第3項を同条第2項とし、同条第4項ただし書中「生じた」を「ある」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 補助金の交付は、1団体につき1年度1事業とし、同一事業につき第2項各号に掲げる区分ごとに通算2回を限度とする。この場合において、申請団体が従前の市民活動支援事業で委託又は採択を受けたことがある場合は、当該受給回数も通算するものとする。

第7条第1項中「補助対象事業」を「補助金を交付する事業」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「補助対象団体」を「交付決定団体」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第8条第1項中「補助対象団体」を「交付決定団体」に改め、「補助対象事業」の次に「（以下「交付決定事業」という。）」を加え、同項ただし書中「前条第3項」を「前条第2項」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「事業」を「交付決定事業」に改め、同条第3項中「補助対象団体」を「交付決定団体」に改める。

第9条中「補助対象団体」を「交付決定団体」に、「補助対象事業」を「交付決定事業」に改める。

第10条中「補助対象団体」を「交付決定団体」に改める。

第11条の見出し中「補助対象事業」を「交付決定事業」に改め、同条第1項中「補助事業者の名称」を「交付決定団体名」に、「補助対象事業」を「交付決定事業」に改め、同条第2項中「補助対象事業」を「交付決定事業」に、「ものとする」を「ことができるものとする」に改める。

別表需用費の項内容の欄中「補助金額」を「補助対象経費」に改め、「以内」の次に「又は3万円を限度」を加え、同表備品購入費の項内容の欄中「補助金額」を「補助対象経費」に改め、「以内」の次に「又は4万円を限度」を加える。

別記第1号様式中

事業名	
-----	--

を	事業団体	(1) 一般部門 (2) 若者チャレンジ部門 注 該当する部門に○を付
	事業名	

けること。

に改める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、改正後の鹿屋市市民活動支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。